

茨城県カヌー協会規約

第一章 名 称

第1条 本会は茨城県カヌー協会と称する

第二章 組 織

第2条 本会は、主旨に賛同する次の団体及び会員を持って組織する

1 連盟登録者

2 賛助会員

* 賛助会員は総会での議決等に関与できない。

第三章 目的及び事業

第3条 本会は、カヌースポーツの普及発展ならびに会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第4条 本会は（社）日本カヌー連盟ならびに関東カヌー連盟に加盟する。

第5条 本会はその目的達成のために次の諸事業を行う。

1 カヌースポーツの普及及び競技力向上のための援助指導。

2 各種の協議会の開催。

3 カヌースポーツに関する調査研究。

4 その他必要と認めた事業

第四章 役 員

第6条 本会に次の役員をおく。

会長 1名 副会長 若干名 理事長 1名

常任理事 若干名 理事 若干名 監事 2名

*前項に定めるほか、名誉会長、最高顧問、顧問、参与を置くことができる

第7条 会長及び副会長は、理事会において推挙し、総会の承認を受ける。

会長は本会を代表し、会務を統括する。

副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は、これを代行する。

第8条 会務遂行の必要と認められた場合は、理事長、副理事長、常任理事を置くことができる。

理事長、常任理事は本会の会務を執行する責任を負う。

第9条 理事は、総会において選任される。他に会長の推薦により、総会の承認を得て選任することができる。

第10条 監事は、総会において選任され、会計を監査する。

第11条 顧問及び参与は、総会の推挙により会長がこれを委嘱する。

顧問及び参与は本会の諮問に答えるものとし、総会及び理事会に出席し、意見を述べる
ことができる。

第12条 役員任期は、就任の日より2年とし、再任を妨げない。

但し任期の途中に選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。

役員は任期終了後も後任者が就任するまでは、その残務を行う。

第五章 会 議

- 第13条 総会は年1回とし、全会員を持って構成する。
会長が必要と認めた場合は、臨時総会を招集することができる。会長は、理事会の要請を受けた場合及び、会員の三分の二以上から会議に付すべき事項を示して総会の招集を要請された場合は、臨時総会を招集しなければならない。
- 第14条 総会は会員の二分の一以上の出席により成立し、その過半数を持って議事を決定する。
可否同数の場合は総会で選出された議長がこれを決定する。
- 第15条 総会は次の事項を審議決定する。
- | | |
|----------------|----------------------|
| 1 事業計画の決定 | 5 本協会の解散に関する事項 |
| 2 予算の決定、決算の承認 | 6 会費の決定 |
| 3 理事の選任及び罷免 | 7 その他業務遂行に必要と認められる事項 |
| 4 本規約の変更に関する事項 | |
- 第16条 理事会は理事を持って構成する。理事会は次の事項を審議決定し、会務を遂行する。
- | |
|----------------------|
| 1 総会に提出する諸案の作成 |
| 2 会員の入会および大会に関する事項 |
| 4 その他業務遂行に必要と認められる事項 |

第六章 専門委員会

- 第17条 本会目的遂行のため、理事会が必要と認めた場合は専門委員会を設けることができる。
- 第18条 専門委員会の名称、規模、その他は理事会において決定する。

第七章 事務局

- 第19条 本会は事務処理のため事務局を設ける。事務委託費は別にこれを定める。
- 第20条 事務局の構成及び職員に関する事項は、理事会において決定する。

第八章 会 計

- 第21条 本会の経費は次の諸収入を持ってこれに充てる。
- | | |
|--------------|----------|
| 1 公共団体からの交付金 | 3 会費 |
| 2 寄付金 | 4 その他の収入 |
- 第22条 予算、決算の提出は事務局がこれを行う。
- 第23条 本会の会計年度は毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

第九章 表 彰

- 第24条 本協会の活動に功労のあった者を表彰する。
- 第25条 表彰者については理事会でこれを決定する。

- 附則
- | |
|-----------------------------------|
| 1 会費の額はこれを別に定める。 |
| 2 本協会より関東カヌー連盟理事3名を1年ごとに推薦する。 |
| 3 本会の会員は、日本カヌー連盟のアマチュア規定の精神を遵守する。 |

4 本会の役員は、茨城県カヌー協会の登録に加えて、日本カヌー連盟の登録も行うものとする。

この規約は平成4年3月15日より施行する。

平成5年3月13日一部改正

平成19年3月18日一部改正